

性能向上計画認定に係る技術的審査業務料金

【住宅】 (一戸建て住宅、共同住宅等)

税込金額<税抜金額>/単位:円

審査条件		(Mは住戸数)	
一戸建ての住宅 (併用住宅の場合は、 住宅部分)	単独	37,400 <34,000>	
共同住宅等 (共同住宅、長屋、複合 建築物の場合は、住宅 部分)	住棟全体 (共用部を含まない)	2住戸	63,800 <58,000>
		3~10住戸	$63,800 + 6,600 \times (M-2)$ < $58,000 + 6,000 \times (M-2)$ >
		11~25住戸	$89,100 + 4,400 \times (M-2)$ < $81,000 + 4,000 \times (M-2)$ >
		26住戸以上	$126,500 + 3,300 \times (M-2)$ < $115,000 + 3,000 \times (M-2)$ >
	住棟全体 (共用部を含む)	2住戸	126,500 <115,000>
		3~10住戸	$139,700 + 6,600 \times (M-2)$ < $127,000 + 6,000 \times (M-2)$ >
		11~25住戸	$165,000 + 4,400 \times (M-2)$ < $150,000 + 4,000 \times (M-2)$ >
		26住戸以上	$215,600 + 3,300 \times (M-2)$ < $196,000 + 3,000 \times (M-2)$ >

・併用住宅又は複合建築物の料金は、住宅とその他の用途毎に料金を算出し、それぞれを合計した金額となります。

○ 併願割引

ア 設計住宅性能評価、長期使用構造確認、省エネ適合性判定、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)、低炭素建築物新築等計画の技術的審査のいずれかの計算を利用した申請の場合は、一戸建ての住宅は12,100円<税抜:11,000円>、共同住宅等の場合は上表の料金の2/10の金額とします。なお、併願対象業務と同じ計算内容の場合に限ります。

イ 併願割引は、最初に提出された申請は割引対象とせず、それ以降申請されたものを対象とします。

ウ 併願対象業務が他機関申請の場合は、割引の対象としません。

エ 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を性能向上計画認定に係る技術的審査又は認定表示に係る技術的審査の申請で初めて行う場合は、住棟全体(共用部を含む場合)の料金の2/10の金額となります。

・建築確認を他機関に申請する場合は、上表の料金の1.1倍となります。

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における料金は、申請に係るそれぞれの建築物の用途区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの金額の欄に掲げる額を合算した金額とする。

・計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における料金は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして、法第34条第1項の規定を適用して算出する。

・変更申請料は上表の料金の1/2の金額となります。

・変更に係る建築物が2以上ある場合における料金は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

○ 再発行又は記載事項の変更

再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、1通につき6,600円<税抜:6,000円>となります。

性能向上計画認定に係る技術的審査業務料金

記載の判定料金は、当センターに建築確認申請書を同時に申請した場合の額です。

【非住宅】

税込金額<税抜金額>/単位:円

対象面積	評価方法	建築物の用途		
		ホテル等、病院等、集会所等 及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外
50㎡未満	標準入力法 主要室入力法	72,600 <66,000>	72,600 <66,000>	72,600 <66,000>
	モデル建物法	30,800 <28,000>	30,800 <28,000>	30,800 <28,000>
	モデル建物法 (小規模版)	24,200 <22,000>	24,200 <22,000>	24,200 <22,000>
50㎡以上～200㎡未満	標準入力法 主要室入力法	192,500 <175,000>	91,300 <83,000>	111,100 <101,000>
	モデル建物法	96,800 <88,000>	39,600 <36,000>	61,600 <56,000>
	モデル建物法 (小規模版)	78,100 <71,000>	31,900 <29,000>	48,400 <44,000>
200㎡以上～300㎡未満	標準入力法 主要室入力法	240,900 <219,000>	114,400 <104,000>	139,700 <127,000>
	モデル建物法	126,500 <115,000>	50,600 <46,000>	75,900 <69,000>
	モデル建物法 (小規模版)	101,200 <92,000>	41,800 <38,000>	61,600 <56,000>
300㎡以上～500㎡未満	標準入力法 主要室入力法	253,000 <230,000>	126,500 <115,000>	151,800 <138,000>
	モデル建物法	139,700 <127,000>	50,600 <46,000>	89,100 <81,000>
500㎡以上～1,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	328,900 <299,000>	151,800 <138,000>	215,600 <196,000>
	モデル建物法	165,000 <150,000>	63,800 <58,000>	101,200 <92,000>
1,000㎡以上～2,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	392,700 <357,000>	202,400 <184,000>	266,200 <242,000>
	モデル建物法	227,700 <207,000>	89,100 <81,000>	126,500 <115,000>
2,000㎡以上～3,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	468,600 <426,000>	266,200 <242,000>	316,800 <288,000>
	モデル建物法	266,200 <242,000>	126,500 <115,000>	151,800 <138,000>
3,000㎡以上～4,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	531,300 <483,000>	303,600 <276,000>	367,400 <334,000>
	モデル建物法	303,600 <276,000>	139,700 <127,000>	190,300 <173,000>
4,000㎡以上～5,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	595,100 <541,000>	342,100 <311,000>	430,100 <391,000>
	モデル建物法	328,900 <299,000>	151,800 <138,000>	215,600 <196,000>
5,000㎡以上～10,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	683,100 <621,000>	379,500 <345,000>	506,000 <460,000>
	モデル建物法	354,200 <322,000>	165,000 <150,000>	253,000 <230,000>
10,000㎡以上～20,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	759,000 <690,000>	443,300 <403,000>	581,900 <529,000>
	モデル建物法	443,300 <403,000>	190,300 <173,000>	278,300 <253,000>
20,000㎡以上～50,000㎡未満	標準入力法 主要室入力法	910,800 <828,000>	506,000 <460,000>	708,400 <644,000>
	モデル建物法	506,000 <460,000>	253,000 <230,000>	367,400 <334,000>
50,000㎡以上	標準入力法 主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積

- ・対象面積が50,000㎡以上の料金は、別途見積となります。
- ・建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとします。
- ・用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計金額(複数用途集計)と建築物全体の対象面積において、最も高額な用途の料金を比較して低額なものとなります。

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー性能表示制度(BELS)の評価、低炭素建築物新築等計画の技術審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は上表の額によらず一律12,100円<税抜:11,000円>とします。このとき外皮性能【標準入力法 様式8.(外皮)非空調外皮仕様入力シート】の審査を追加して行う場合は、上表の額の10分の1の額を加算します。(変更も同様とします。)

- ・変更申請料は、上記表の料金に2分の1を乗じた額とします。

<その他>

- ・建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍した額となります。
- ・複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。
- ・再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、1通につき6,600円<税抜:6,000円>となります。